

藤島小学校いじめ防止基本方針



令和 7 年 4 月
鶴岡市立藤島小学校

目 次

◇ はじめに	1
I いじめの問題に対する基本的な考え方	2
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
2 藤島小学校いじめ防止基本方針策定の目的	2
3 用語の定義	2
4 関係者の役割・基本姿勢	4
（1）学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢	4
（2）保護者の役割・基本姿勢	4
（3）学区民の役割・基本姿勢	5
（4）子どもたちの役割・基本姿勢	5
5 いじめ問題等への組織的対応	5
（1）いじめ防止対策委員会	5
（2）学校いじめ問題対応委員会	6
（3）教育振興懇談会	6
6 関係機関との連携	6
（1）市・県教育委員会との連携	6
（2）警察，児童相談所，医療機関，法務局等との連携	7
（3）学校相互間の連携協力体制の整備	7
II いじめ防止等の基本的施策	7
1 未然防止の取組	7
（1）児童理解に基づくきめ細かな教育の推進	7
（2）学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	8
（3）学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進	8
（4）いじめは絶対にゆるさない，児童一人ひとりの心の涵養	8
（5）教員等の資質能力の向上	9
（6）PTA組織を生かした取組の推進	9
2 早期発見の取組	10
（1）早期発見のための基本的な考え方	10
（2）早期発見のための具体的な組織的対応の推進	11
3 いじめ発生の場合の適切な対応	12
（1）いじめ対応の基本的な流れ	12
（2）いじめ発見時の緊急対応	13
（3）いじめと認知した場合の対応	14
III ネット上のいじめへの対応	16

1	ネット上のいじめの実態を知る	1 6
(1)	ネット上のいじめ	1 6
(2)	ネット上のいじめの類型	1 6
2	ネット上のいじめの未然防止	1 7
(1)	情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上	1 7
(2)	家庭・地域、PTAとの連携	1 7
3	早期発見・早期対応	1 8
(1)	早期発見への取組	1 8
(2)	早期対応への取組	1 8
IV	重大事態への対応	2 1
1	重大事態の定義と対処	
(1)	重大事態の定義	2 1
(2)	重大事態への対処	2 1
V	教育相談体制と生徒指導の整備	2 1
1	教育相談体制と具体的取組	2 1
(1)	教育相談体制	2 2
(2)	担任の取組	2 2
(3)	保護者への支援	2 2
(4)	児童への支援	2 2
2	生徒指導体制と活動について	2 2
(1)	生徒指導のねらい	2 2
(2)	校内生活について	2 2
(3)	校外生活について	2 3
(4)	問題行動防止について	2 3
VI	校内研修	2 3
1	児童理解	2 3
2	いじめ問題等の生徒指導に関する研修	2 3
VII	学校評価と教員評価	2 3
1	学校評価	2 3
2	教員評価	2 4
VIII	その他	2 4
1	基本方針の見直しに関すること	2 4
2	学校や地域におけるいじめ問題対策につながる特徴的・効果的な活動に関すること	2 4
3	いじめ早期発見のためのチェックリスト（教職員）	2 5

藤島小学校いじめ防止基本方針

はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち」輝く人間として生きることが我々の願いである。学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」をしっかりと教え、育てていく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、これまでも、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性は、どこでも起こりうるという危機意識をもたなければならない。

大人の責任として、子どもたちに対し、いじめは、命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであることを教え、いじめは、人として恥ずべきものであることを深く認識させなければならない。

学校においては、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示しながらも、誰でも加害者や被害者になり得ること、いじめは、どこでも起こり得ることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応できるよう、教職員が積極的に一致協力し、いじめ防止に取り組むことが求められる。

いじめは決して許されることではないが、子どもは、遊びや共に生活する中でもめごとや喧嘩を通して人との正しい関わり方を身に付けるものであり、人間関係を形成していく発達段階において、このようなことを経験することは大切なことである。すべてのめごとや喧嘩に対して、大人が直接介入してしまえば、子どもの健全な成長の機会を損なってしまう場合も考えられる。めごとや喧嘩といった様々な経験の中から、「他者への思いやり」や「庄内論語」で取り上げている「義を見て為（せ）さざるは、勇（よう）無きなり」ということを子ども自らが学んでいくことも必要である。

しかし、同じように見える言動であっても、それは、めごとや喧嘩であったり、あるいはいじめであったりすることが考えられる。また、からかいや軽くぶつかることについても、小学校低学年と中学生では意味合いが違ってくる。教職員や周りの大人は、子どもの発達段階とその状況をしっかりと見極めながら、個々のケースに応じた適切な対応や指導をしなければならない。

本校の子どもたちが、適切な見守りと支援のもと温室育ちではなく、「逞しく、優しく、賢い」子どもたちに育ってくれることを切に願っている。そのためにも、学校、PTA、地域、関係機関が連携し、いじめを生まない学校づくりと、いじめの早期発見、即時対応の体制づくりが必要である。

このため、国において制定・策定された、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行、以下、「法」という。）及びいじめ防止基本方針、県において策定された、山形県いじめ防止基本方針、鶴岡市のいじめ防止基本方針を踏まえ、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実効あるいじめ防止対策を進め、いじめの問題を克服していくための方針をここに掲げるものである。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

藤島小学校は、次に掲げる基本理念のもと、かけがえのない存在である子どもたち一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくこと、また、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域、及び関係機関が、互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

- (1) いじめが全ての子どもたちに関係する問題であることから、いじめはどの子どもにも生じうるという認識のもと、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- (2) 全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもたちの理解を深め、子ども集団の人権意識を高める。
- (3) いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、保護者、地域など、学区民がそれぞれの役割を自覚し、広く社会全体でいじめの問題に真剣に取り組む。
- (4) いじめのない学校や地域を実現するために、学校・保護者、地域及び関係機関が、主体的かつ相互に協力しながら活動し、子どもが、自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 藤島小学校いじめ防止基本方針策定の目的

藤島小学校は、上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、学校、保護者、地域及び関係機関がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、社会全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とし、法の趣旨を踏まえ、国、県及び鶴岡市のいじめ防止基本方針を参考に、藤島小学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）を策定する。

3 用語の定義

- (1) いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、これを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

- ②「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ③「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ④「いじめ」とけんかの区別については、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ⑤いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、好意から行ったことが意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てがいじめとしての指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。
- ⑥例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ⑦いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- ⑧国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に、具体的ないじめの態様として、次のようなものが示されている。

- | | |
|---|----------------------------------|
| ア | 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる |
| イ | 仲間はずれ、集団による無視をされる |
| ウ | 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする |
| エ | ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする |
| オ | 金品をたかられる |
| カ | 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする |
| キ | 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする |
| ク | パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされるなど |

- ⑨「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあり、その場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。
- (2)「学校」とは、市内に所在する学校教育法第1条に規定する小学校、中学校をいう。
- (3)「子ども」及び「児童」とは、本校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4)「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (5)「学区民」とは、藤島小学区に居住する者又は、学区に通勤、もしくは通学する者、また、学区において事業活動を行う個人及び団体等をいう。
- (6)「学校の設置者」とは、市立の学校においては鶴岡市をいう。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条において、地方公共団体が設置する学校の設置及び管理に関することは、教育委員会において管理し、執行することとされている。
- (7)「関係機関等」とは、県教育機関（県教育委員会、教育事務所、県教育センター）、警察、児童相談所、大学等の研究機関、その他児童のいじめの防止等の対応に係る機関及び団体をいう。

4 関係者の役割・基本姿勢

(1) 学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢

- ①国の基本方針、山形県いじめ防止基本方針及び鶴岡市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、「学校基本方針」として定める。
 - ア) 学校基本方針を定めるにあたり、いじめの未然防止、早期対応、認知した場合の対処、関係機関との連携等について、具体的に対応策を示すと同時に、いじめを原因とする不登校の問題やインターネットやメールを介して起こる問題など、いじめに付随して起こり得る問題の未然防止策や対応策についても検討する。
 - イ) いじめの当事者となり得る児童に対して、よりよい人間関係の在り方やいじめの根絶に取り組む意識を構築するためにも、学校基本方針の策定に児童の考えや意志が反映されるように努める。さらには、問題が発生した場合の解決に向けた対応や取組においては、保護者を始め地域関係者からの協力を得ることが考えられるため、PTA組織や保護者会等の考えや意志を反映させた方針を策定する。
 - ウ) 策定された学校基本方針は、定期的に、児童の実態やPTAや学区民の意見をもとに総点検を行い、改善を図る。
- ②わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ③いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑥教職員は、児童が主体となっていじめのない学校をつくらうとする意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑦いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ①常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ②どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- ④いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

（３）学区民の役割・基本姿勢

- ①学区民は、学区の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ②子どもの成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ③学区民は、地域行事等で子どもが主体性をもって参加できるよう配慮する。
- ④子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。

（４）子どもたちの役割・基本姿勢

- ①自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

５ いじめ問題等への組織的対応

【学校に置く「いじめ等の対策のための組織」】

法第２２条と法第２８条に基づき、本校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会（組織の名称は学校の判断による。）」及び教育委員会と連携し構成される「学校いじめ問題対応委員会（組織の名称は学校の判断による。）」を組織する。

（１）「藤島小学校いじめ防止対策委員会」

- ① 「いじめ防止対策委員会（１）：校内における実効的組織（日常的な関係者の会議）」
校内において、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付ける組織

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、その他関係教員と、学区民や保護者からなる外部関係者（ＰＴＡ代表 等）を加えて組織する。外部関係者の人選は学校裁量とする。

- ② 「いじめ防止対策委員会（２）：構成員全体の会議」

いじめ等の生徒指導上の課題について協議するために、「いじめ防止対策委員会（１）」に、幅広く第三者機関等から委員を加えて組織する委員会

【構成員】

いじめ防止対策委員会（１）に加え、学校医、医師、ＳＣ、教育相談員、弁護士、庄内児童相談所員、心理福祉専門家、警察署員等を加えた組織（学校の依頼に応じて、鶴岡市いじめ問題対応委員会より派遣。）

「いじめ防止対策委員会（１）（２）」の役割は、

- ・いじめ防止等のための取組に係る達成目標の設定と目標の達成状況の評価を、どの時期にどのように設定・評価するかをいじめ防止対策委員会は職員に示す役割
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いや問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合に、関係児童に対する事実関係を聴取する役割
- ・指導や支援の体制・対応方針を決定する役割

- ・保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割 など。

当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割を有する。

(2) 「藤島小学校いじめ問題対応委員会：重大事態発生時の対応委員会」

学校において、校長又は教育委員会が、重大事態が発生したものと判断した場合に、問題対応、調査に当たる組織として、学校及び教育委員会において設置するものである。

学校対応委員会の組織については、「いじめ防止対策委員会①」の教職員等による構成員に加え、学校と教育委員会が協議し、市対応委員会より人員の派遣を受け設置する。

「学校いじめ問題対応委員会」の役割は、教育委員会と連携し、

- ア) 当該いじめ問題に対応するための組織設置及び関係機関との連携について協議する。
- イ) 当該いじめ問題に係わる聴き取り及び調査を実施する。
- ウ) 聴き取り及び調査の結果を集約し、当該児童及び保護者に対して情報を提供する。

6 関係機関との連携

(1) 市・県教育委員会との連携

①県教育センターによる支援

いじめ事案への適切な対処のために、県教育センターが中心となって支援する体制を活用する。

※「24時間いじめ相談ダイヤル」及び「メールによる相談」等の相談窓口の設置

※市や学校で行う研修会等への講師（指導指導主事）の派遣

②庄内教育事務所による支援

庄内教育事務所に設置されている「いじめ解決支援チーム」を活用し、いじめの防止等に係る活動を推進、かつ、解決が困難ないじめ事案への支援体制を活用する。

※担当指導主事、青少年指導担当、エリアスクールソーシャルワーカーによる対応

※必要に応じて弁護士やエリアスクールカウンセラー等の外部専門家の派遣

③鶴岡市教育相談センター教育相談員からの支援

保護者からの発達障がいや不登校、いじめ問題等の相談を受け付け、指導主事と連携し対応する。

※個別検査の実施に関すること

※不登校・不登校傾向の児童生徒の実態把握と対応に関すること

※適応指導教室への入級や対応・支援に関すること

※いじめ等の問題に関する相談対応

④鶴岡市教育委員会学校教育課指導主事との連携

保護者からの相談を受け付け、場合によっては担当指導主事と連携し対応する。

※関係機関との連携の調整（警察、児童相談所、鶴岡市子ども家庭支援センター等）

※研修会等への指導主事派遣依頼

（２）警察，児童相談所，医療機関，法務局等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し，鶴岡警察署に報告する。

いじめの問題への対応においては，例えば，いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関（警察，児童相談所，法務局等）との適切な連携が必要であり，学校警察連絡協議会等を通じ，平素から，学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など，情報共有体制を構築しておく。また，教育相談の実施に当たり必要に応じて，医療機関などの専門機関との連携を図ったり，法務局など，学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど，関係機関と連携する。

（３）学校相互間の連携協力体制の整備

いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど，藤島中学校区の小・中学校の連携の充実を図る。

Ⅱ いじめ防止等の基本的施策

１ 未然防止の取組

（１）児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

①児童理解の努力と工夫

児童理解のために下記のことについて努力・工夫する。

ア）日常的な会話や観察の他に，児童の気持ちの変化を捉えられるよう，学校組織として定期的なアンケート調査，個人面談，生活記録や日記等の手法を取り入れていく。

イ）児童一人一人の状態や学級・学校全体のようなすを把握し，よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため，学校生活における意欲や満足度の調査を行うＱ－Ｕ検査（６・１１月実施）の活用を図る。

ウ）保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に，児童の気になる様子等について情報や相談をいただく窓口を周知し，学校外における児童の状況把握等に努める。

エ）学校の設置者や，ＰＴＡ，地域等と連携し，学校ネットパトロールを実施し，児童にも周知することでネット上のいじめの抑止力につなげる。

オ）気になる児童の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく，校長のリーダーシップのもと，学校・学年など組織として対応できる体制を整える。

カ）管理職をはじめ，教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して，資質・能力を高める。

これらの努力・工夫により，個々の児童理解に基づいた適切な指導・支援を学校の教育活動全体を通じて組織的に行うことで，児童一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

②個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と学級指導の充実

日常の行動観察や生活記録，Ｑ－Ｕやアンケート調査等の結果から把握した児童の実態を総合的に分析し，一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また，その背景となることを理解するために必要な事柄を学校組織として共有し，適切な指導・支援に結びつけ

ることで、一人一人の心の安定、学級内の児童が安心して過ごせる学級づくりを推進する。さらに、児童一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼しあって生活できる集団づくりやコミュニケーション能力の育成を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、いじめの未然防止につなげることができる人間関係を構築していく。

(2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。

校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また、道徳教育の要となる道徳の時間においては、「鶴岡市子ども像指導資料集」や「親子で楽しむ庄内論語」、山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」等を活用し、特に生命尊重や思いやりの心を育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

①系統的な「いのち」の教育の実践

教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。

※参考：「『生命』の大切さを学ぶ教育プログラム」（平成25年3月山形県教育委員会）

②家庭における「いのち」の教育の実践

各家庭においては、親子の温かいかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、児童の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

③地域における「いのち」の教育の実践

地域活動センターと連携し、地域の方々と一緒に大豆を栽培したり、一緒にグランドゴルフをしたりしながら、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また、ハートであい隊による子どもの見守り活動等を通じ、子どもたちが安全に、安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進していく。

(4) いじめは絶対にゆるさない、児童一人ひとりの心の涵養

いじめは大人の見えない子どもの世界で起きており、児童が一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていくことが必要である。

「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをするのもいじめを助長することにつながる」等、児童へのいじめに対する理解を深めるとともに、いじめを許さない人間性を育てていくことが肝要である。児童会の活動においても、挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活のきまりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。児童による自発的ないじめ防止の取り組みを促すため、自主的な企画、運営によるさまざまな活動を促進する。

①児童に培う力

・相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取る感性（共感的人間関係）

- ・児童が円滑な他者とコミュニケーションを図る能力
- ・ストレスを適切に対処する力（ストレスを生きるエネルギーに変える力）
- ・援助希求力（助けを求めたり、相談したりできる力help-seeking 自己決定）
- ・自尊感情の高揚（自己有用感、自己肯定感、自己存在感）

②そのための方策

- ・つながる力の育成
（人間関係構成力の育成 SSTやSGEの積極的導入 QUの活用）
- ・道徳の授業や人権教育を通して、自他を愛する心を育て「いのちの教育」を推進し、道徳的実践力の向上を図る。
- ・総合的な学習の時間、読書活動・体験活動などの推進、栽培活動の充実
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり（算数のTT、めあてとふりかえり）
- ・一人一人が活躍できる集団づくり（ふじっこ班清掃）
- ・すずかけ運動（人助けや奉仕など、積極的に行う善行運動は藤島小学校児童の伝統）の継承、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の設定（すずかけ清掃）
- ・主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験の機会の設定（宿泊体験学習）

（５）教員等の資質能力の向上

①生徒指導に関わる資質・能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童への配慮等、深い児童理解に基づく指導・支援等を行う。その中で、児童達の人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や、いじめの未然防止に向けた学級経営等について、校内外における研修会等に積極的に参加し、教職員の資質向上に取り組む。

②特別支援教育、生徒指導に係る研修会への参加

小中学校の通常学級に在籍し、学習障がいや注意欠陥多動性障がい、あるいは自閉症スペクトラム障がいと疑われる児童生徒の割合が年々増加の傾向にある。こうした障がいの特性により、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合がある。それが、いじめなどの問題の原因となり集団や対人に対する不適応や不登校等の問題に発展することが心配される。こうした状況にあって、児童生徒に対する適切な対応や支援・指導が必要であり、それに応じた教員の資質・能力の向上が求められている。

藤島小学校では、高い専門性を持ち、障がいの特性に応じた対応ができる人材を育成するため、特別支援教育、生徒指導に係る研修会に積極的に参加し、資質向上に努める。

（６）PTA組織を生かした取組の推進

①学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるPTAは、家庭内はもとより、地域において児童の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童を見守ることができる立場にある。

また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

②家庭教育での取組

保護者は子の教育について第一義的な責任を有するものであり、家庭教育の中で児童の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童の意識に植え付ける必要が

ある。

P T A組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。

③学校とP T Aが連携したネットトラブルに対する取組

P T Aや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。

2 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要であり、また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが大切である。

①見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的目に見えやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらにいじめられている児童の話をよく聴くことが重要である。その際、いじめられている側の児童は、加害側の児童との人間関係により、いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。加害児童とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害児童の心情に寄り添って傾聴していくことが重要である。

②見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。いじめられている児童の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。

また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない

③いじめの早期発見のための対応と取組

○いじめに対する認識

- ・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題

○いじめを許さない学校と学級づくり

- ・児童と保護者に対し姿勢を明確に示す。

○校内生徒指導体制・教育相談体制の再点検

いじめの早期発見・早期対応を実現するために、実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を実施し、点検結果を踏まえた取組の充実と改善を図る。

- ・「いじめ問題への取組点検表」（県教育委員会）による点検の実施
- ・「いじめ問題への取組の徹底について」

（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知）に添付されている「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を活用しての点検の実施

○実態把握のためのアンケート等の実施

- ・県教育委員会から示されている様式による年2回（6月頃・11月頃）の実施
- ☆アンケート後のいじめ防止対策委員会（校内教育相談委員会）の定例開催
- ・生徒指導定期調査 第1期（7月）、2期（12月）の報告に結果を反映
- ・心のアンケート（5月・9月・2月）の実施
- ・Q-U検査（6・11月）の実施

○いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施

- ・県様式や市様式等を参考にして、教職員用と保護者用を作成し配布
- アンケートと併用しながら意図的・計画的に全児童と個別相談を行い実態把握を行う

○相談窓口（連絡先）の提供

- ・教育相談日を授業参観日や保護者会の日に設定し、周知を図る。

○児童会を中心とした自主的な取組

○計画的・組織的な校内巡視の実施（組織体制を工夫して児童を見守る時間を増やす）

○学校のHPに「いじめ防止基本方針（本文・ダイジェスト版）」を掲載し、保護者や関係機関等に閲覧できることを周知する。

（２）早期発見のための具体的な組織的対応の推進

①学校教職員の情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報をいじめの防止に関わる校内組織に報告し、全教職員で情報を共有するなどいじめ情報ネットワークを構築していくことが重要である。こうすることで、いじめに関わる児童の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。

また、いじめ発見のチェックリスト等を活用し、児童や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

②学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見したいじめの芽については、学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。

学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用のチェックリストを作成し配布したり、いじめに関するアンケートを保護者対象に行ったりして、家庭と連携して児童を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

③児童や保護者が相談しやすい環境づくり

ア）生活の記録等の活用

生活の記録や個人ノート等、教職員と児童の間で日常から行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握したり、複数の教職員により、休み時間や放課後の雑談の中などで

児童の様子に目を配ったりする。併せて、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、児童が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。

また、様々な方法で児童の気持ちや思いを聞き出し、指導・支援する際に教員の思いや考えを受け入れてもらえるように、児童と教職員との間で、常日頃からの信頼関係の構築と指導体制・相談体制の充実を図る。

イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめ実態を把握するアンケートなどにより、児童の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施にあたっては、児童が周りの児童の様子を気にせず記入できるよう、質問内容を工夫し、無記名式とするなどの配慮を行う。また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていく。

ウ) 相談窓口の設置と周知

児童及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育相談センターの相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

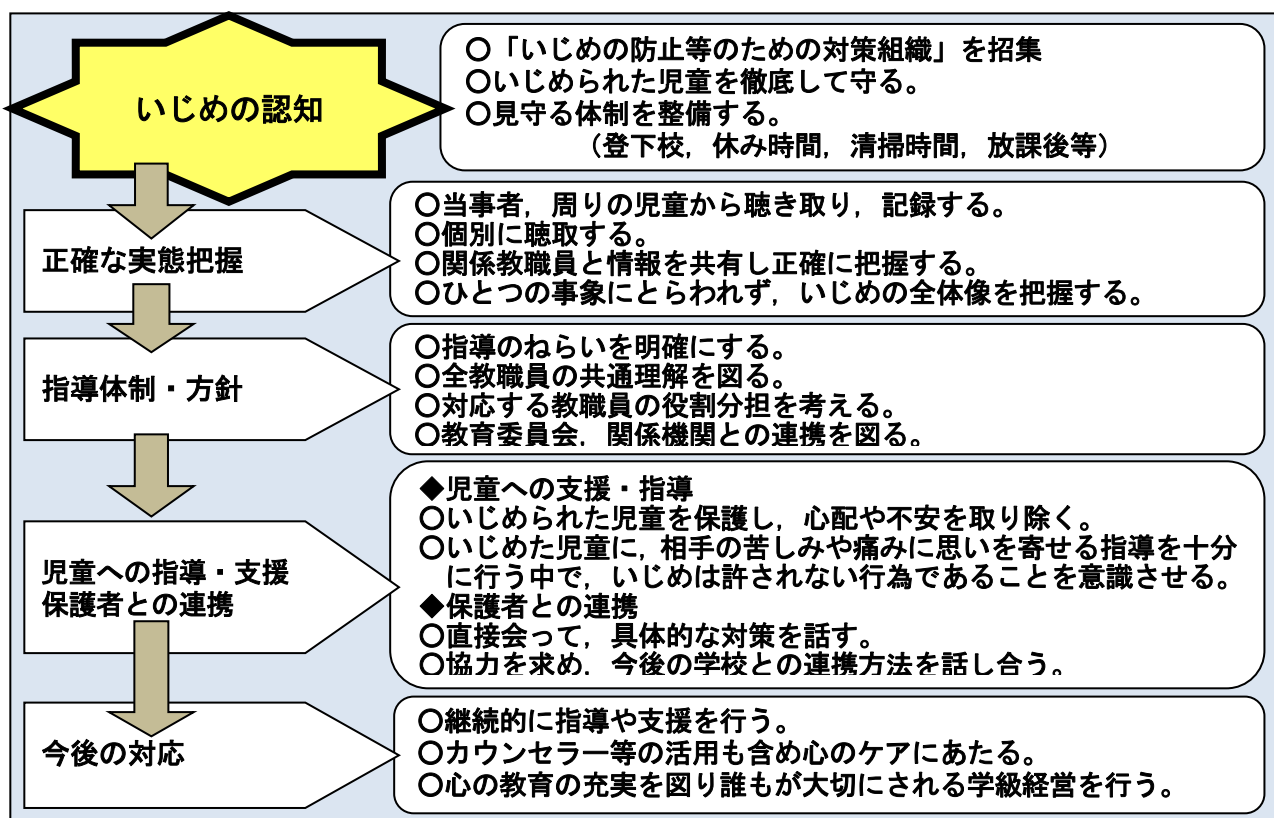
3 いじめ発生の場合の適切な対応

○学校における基本的対応

- ・いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに法第22条の組織を活用し、全教職員の共通理解の下、組織的に対応することが必要である。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導することが大切である。
- ・学校は教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処することが必要である。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

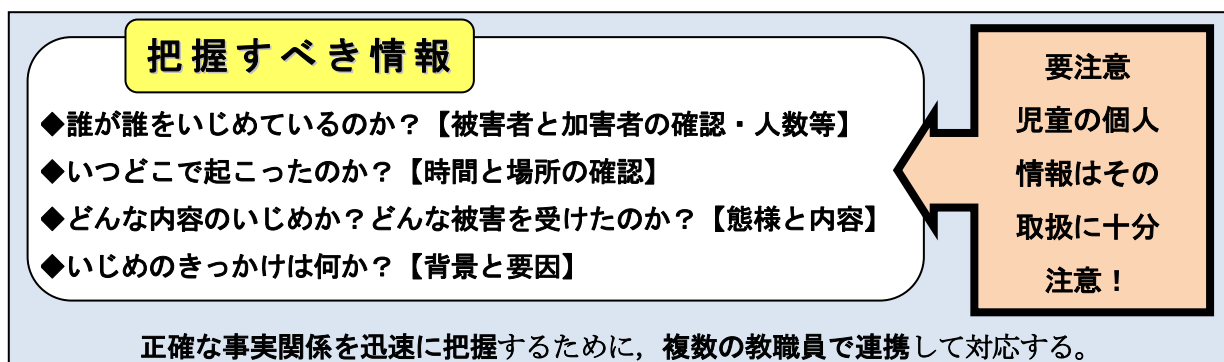
いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめ防止等に係る組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。



(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに校内のいじめ防止等の対策のための組織に報告し、組織的に対応する。いじめ防止等の対策のための組織においては、いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



(3) いじめと認知した場合の対応

①被害児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

イ) いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

ウ) いじめられた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」（Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

②加害児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた児童への対応

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な

人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

ウ) いじめた児童の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

③集団へのはたらきかけ

ア) 児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

イ) 保護者に対する啓発指導

場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

④継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め

合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの実態を知る

(1) ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン，ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに，特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷を書き込んだり，画像や動画を掲載したり，メールを送ったりするなどの方法により，いじめを行うものである。

ネット上のいじめには，次のような特徴がある。

- ①不特定多数の者から，絶え間なく誹謗中傷が行われ，被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ②インターネットの持つ匿名性から，安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため，児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像等は，情報の加工が容易にできることから，誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また，インターネット上に一度流出した個人情報は，回収することが困難になるとともに，不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④保護者や教師などの身近な大人が，児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また，児童生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため，実態を把握することが難しい。

このようなネット上のいじめについても，他のいじめと同様に決して許されるものではなく，学校においてもネット上のいじめの特徴を理解した上で，早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

(2) ネット上のいじめの類型

ネット上のいじめには様々なものがあるが，手段や内容に着目して，次のように類型化できる。実際のネット上のいじめは，これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

- ①掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめの事例
 - ア) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗中傷の書き込みや個人情報の無断掲載
 - イ) 特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動を行う
- ②メールでのネット上のいじめの事例
 - ア) メールを用いた特定の児童生徒に対する誹謗中傷
 - イ) 「チェーンメール」や「なりすましメール」による悪口や誹謗中傷
- ③SNSを利用したネット上のいじめの事例
 - ア) SNSを利用した誹謗中傷の書き込みや画像や動画の送信
 - イ) SNSのネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行う
- ④その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで，個人情報の書き込み，画像の投稿等がある。掲載された個人情報は，情報の加工が容易にできることから，さらに誹謗中傷の対象

として悪用されやすい。

今後もネット上のいじめは、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

２ ネット上のいじめの未然防止

（１）情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

①教科活動等における児童に対する指導の充実

児童の発達段階に応じた教科，特別活動，総合的な学習の時間等を活用しての情報モラル教育の充実に向け，学校体制による意図的，計画的な指導を行う。

②児童及び保護者に対する啓発

児童及び保護者が，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処することができるよう，警察署や庄内教育事務所の青少年指導員，教育委員会の指導主事等による，「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し，啓発の充実を図る。

③教員の指導力の向上

教員が，インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに，トラブルが発生した場合の対応を迅速，確実に行うことができるようにするために，警察署や庄内教育事務所の青少年指導員，教育委員会の指導主事等による，啓発や研修会等を行う。

（２）家庭・地域，ＰＴＡとの連携

①学校における取組と連携

保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて，校内における情報モラルに関する指導状況や児童のインターネット利用状況等について，家庭・地域に情報提供を行い，学校と連携してネット上のいじめの未然防止と，早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

②家庭の取組と連携

各家庭においては，子どものインターネット利用状況を把握し，ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど，日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また，子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に，携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ，制限していくこと等についてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより，児童生徒がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

◆ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイトなどを、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「ペアレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「ペアレンタルロック」ともいう。

◆ペアレンタルコントロールの例

- i) 家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
- ii) 保護者による継続的な見守りを行う。
- iii) 危険性の教育を行う。
- iv) フィルタリングの設定を行う。
- v) 表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。

上記 i) ～ v) 等により、子どもの発達段階に応じて、情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

③ P T A の取組と連携

P T A においては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報紙により啓発する等の活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

3 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取組

①「ネット上のいじめ」のサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかりと把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力が必要である。

常日頃からの児童理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

②「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、インターネットを利用している児童が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくと同時に、学校の相談窓口以外に、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知しておく。

③その他

児童が悩みを抱え込まないように、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。パスワード付きサイトや SNS、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避

けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

①掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

ア) ネット上のいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談

学校がネット上のいじめの事案を把握するのは、児童や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では児童が出すいじめの芽を見逃さずネット上のいじめに対応していく。

イ) 書き込み内容や掲載内容の確認

誹謗中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が児童や保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板のURL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

◆確認する内容（いじめられた本人や保護者から）

「いつ頃」「誰が」「どのような内容のメールを」「何回くらい」
「それに対してどのような行動をしたか」

ウ) 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報悪用されることなどがないよう注意する。

エ) 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

オ) 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には、削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されないことがあるので、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

②警察との連携

ネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため、市教育委員会等が中心となって、各地域の状況に応じ、学校警察連絡制度を有効に活用し対応する。

③法務局との連携

法務省の人権擁護機関である全国の法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバ

シー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局に相談して対応する。

④児童への指導のポイント

児童がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童に対して指導を行う。

- ア) 掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条「名誉毀損」、第231条「侮辱」など）であり、決して許される行為ではないこと。
- イ) 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ウ) 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

③チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールという。ネット上のいじめに分類される誹謗中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

児童には、以下のような内容を踏まえ、チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

- ア) 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは通常の方法ではできない。
- イ) チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはない。
- ウ) チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身もネット上のいじめの加害者となる。
- エ) チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにする。
- オ) チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しない。
- カ) チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合がある。

◆チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない児童生徒には、チェーンメールの転送先を紹介することもできる。（財）日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

Ⅳ 重大事態への対応

1 重大事態の定義と対応

（１）重大事態の定義

- ①いじめにより児童（生徒）等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

（２）重大事態への対応

- ①重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切に連携する。
- ④調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥情報の共有及び提供にあたっては、他の児童（生徒）のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮する。

Ⅴ 教育相談体制と生徒指導の整備

1 教育相談体制と具体的取組

（１）教育相談体制

- ①学校教育目標の「自分の思いを持ち、伝え、行動できる子ども」の育成を図るための教育相談に努める。
- ②発達課題を持つ児童の指導で悩む保護者、担任教師の相談を受け、共に課題解決にあたる。
- ③心に悩みを持つ児童の把握に努めたり、直接相談を聞いたりし、課題解決にあたる。
- ④校長・教頭・教務・教育相談担当・特別支援コーディネーター（低中高ブロックから１名ずつ）・養護教諭・担任・該当学年主任・教育支援員（教育相談員・スクールカウンセラー）からなる教育相談委員会を置き、必要に応じて教育相談を行う。

(2) 担任の取組

- ①教育相談チェックファイルを作成し、記録化を図ると共に、職員会議で報告し、共通理解に努める。
 - ア) 定期的に学級担任が学級の児童全員に目を向け、気になる児童についてファイルに記入する。
 - イ) 特に気になる児童、要観察児童、特別支援対象児童等については、様子や経過などについて継続的に観察・記録していく。
 - ウ) 教育相談担当やブロックの特別支援コーディネーターが担任から話を聞き、共に解決にあたる。
- ②事例研修会や教育相談などの研修会を開催し、全職員で研修を行う。
- ③特に個別に話し合いの必要なケースについては、随時、教育相談委員会を開いたり、週のはじめや終りにプロジェクト会議を開催したりして共通理解を図り、解決策を練って実施に移していく。

(3) 保護者への支援

- ①保護者向けの教育相談は随時受けるが、特に教育相談日を下記の日程に合わせて実施する。
5/7, 9 (希望個人面談) 9/26～30 (成績配布)
12/9, 11 (希望個人面談) 1/21 (授業参観) 3/3, 4 (成績配布)
事前に保護者への案内を出し、担任、校長、教頭、教務主任、養護教諭、教育相談員がケースに合わせて面談を実施する。
- ②不登校、不登校傾向の児童や特別支援教育対象児童、要観察の保護者に対しては、特に連携を密にし、信頼関係を大切にしていく。

(4) 児童への支援

- ①生徒指導部と連携し、全児童対象に「心のアンケート」を実施し、実態の把握や課題解決に努める。
- ②「Q-Uテスト」の結果分析に関する全体研修を行い、学級経営や児童理解に活かしていく。

2 生徒指導体制と活動について

(1) 生徒指導のねらい

生徒指導は学校全体で取り組むものであり、児童の個性の伸長を図りながら、社会的な資質や能力、態度を育成し、将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力を育成していくものである。

- ①校内生活を通して、一人一人の児童が学校生活全般にわたって、個人及び集団生活を充実させるために、基本的な生活態度づくりと習慣化を図る。
- ②校外における事故を未然に防止し、安全で快適な生活ができるようにする。
- ③地域における児童の実態を把握し、適切な指導を加えるとともに、問題行動の早期発見・適切な処置にあたる。

(2) 校内生活について

- ①校内生活における基本的な生活習慣の定着を図る。
- ②けじめのある明るい学校生活になるように、児童会を中核として、学校内の問題を自分た

ちの問題としてとらえさせる。

③一人一人の児童の実態を十分に把握し、適切な指導をするとともに、問題行動の未然防止に努める。

④協調性・思いやりの心を育てるために、道徳・学級活動・縦割り活動を大切にしていく。

(3) 校外生活について

①子ども会活動に積極的に参加させることにより、自主性と社会性を養い、自治的な校外活動を促進する。

②各町内会での生活指導は家庭の父母やPTA生活指導部員があたる。学校では、各町内会と連絡を密にしながら、交通事故や非行の防止に万全を期し、安全な校外生活の仕方を指導する。

(4) 問題行動防止について

①出かける時は必ず家の人に、行き先・目的・帰宅時刻を知らせる。

②危険箇所マップを活用し、通学路や学区内の危険箇所について知らせる。

③長期休業の前に望ましい生活の仕方のプリントを作成し、事前指導を徹底する。

④問題を早期に発見し、保護者と連絡をとりながら、事故を未然に防ぐようにする。

Ⅵ 校内研修

1 児童理解

子どものことを複数の教職員で見守る体制を作るために、年度当初子どものことについて共通理解する研修会を実施する。縦割り活動を推奨する本校においては、学年での活動や登校班や清掃等の異学年での児童と一緒に活動する機会が多いので、職員会議や週1回の職員打ち合わせにおいても子どものことについて話し合う時間を作っていく。

※子ども理解を推進するための一つとして、市の特別支援教育研修会受講を推進していく。

2 いじめ問題等の生徒指導に関する研修

ネット関係については鶴岡警察署生活安全課や庄内教育事務所または鶴岡市教育委員会の指導を受けて児童への指導のあり方を研修していく。

Ⅶ 学校評価と教員評価

1 学校評価

学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ・日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- ・いじめ防止基本方針や取組について保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- ・いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。

いじめの防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいっていないケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

2 教員評価

いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行っているかどうか評価する。

学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

Ⅷ その他

1 基本方針の見直しに関すること

基本方針については、全職員に配布し研修を重ねることで実効性のある取り組みができるようにしていく。毎年、内容について確認をしながら年度始に見直しを行っていく。

2 学校や地域におけるいじめ問題対策につながる特徴的・効果的な活動に関すること

ボランティア活動、福祉・奉仕活動、キャリア教育、児童会活動等が、人間関係づくりや心の育成を含めたねらいに基づき適切に実施されるよう改善に努める。

いじめ早期発見のためのチェックリスト（教職員）

いじめが起こりやすい・起こっている学級集団

- A 朝いつも誰かの机が曲がっている・・・・・・・・・・（ ）
- B 掲示物が破れていたり落書きがあったりする・・・・・・・・（ ）
- C グループ分けをすると特定の子どもが残る・・・・・・・・（ ）
- D グループ学習等の際、机と机の間に隙間がある・・・・・・・・（ ）
- E 些細なことで冷やかしたりするグループがある・・・・・・・・（ ）

いじめられている子ども

◆日常の行動・表情の様子

- ① 遅刻・欠席が多くなる・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ② 顔色が悪く、元気がない・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ③ 早退や一人で下校することが増える・・・・・・・・・・（ ）
- ④ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる・・・・・・・・（ ）
- ⑤ 下を向いて視線を合わせようとしない・・・・・・・・・・（ ）
- ⑥ 友人に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

◆授業中・休み時間

- ⑦ 発言すると、周囲から冷やかされる・・・・・・・・・・（ ）
- ⑧ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える・・・・・・・・・・（ ）
- ⑨ グループ学習等の際、机と机の間に隙間がある・・・・・・・・（ ）
- ⑩ 班編制の時孤立しがちである・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ⑪ 教室へいつも遅れて入ってくる・・・・・・・・・・（ ）
- ⑫ 教職員の近くにいたがる・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

◆昼食・清掃時

- ⑬ 食事の量が減ったり、食べなかったりする・・・・・・・・（ ）
- ⑭ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている・・・・・・・・（ ）
- ⑮ 一人で掃除をしている・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

◆その他

- ⑯ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる・・・・・・・・・・（ ）
- ⑰ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す・・・・・・・・（ ）
- ⑱ 衣服の汚れや破れが見られる・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ⑲ 手や足に擦り傷やあざがある・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ⑳ けがの状況と本人が言う理由が一致しない・・・・・・・・・・（ ）

いじめている子ども

- ア 家や学校で悪者扱いされていると思っている・・・・・・・・（ ）
- イ あからさまに、教職員の機嫌をとる・・・・・・・・・・（ ）
- ウ 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ・・・・・・・・・・（ ）
- エ グループで行動し、他の子どもに指示を出す・・・・・・・・（ ）
- オ 他の子どもに対して威嚇する表情をする・・・・・・・・・・（ ）